

### 3 補助制度

必ず交付決定を受けてから着手しましょう！

自治会または自治会連合会への補助制度を紹介します。

#### 3-1 コミュニティ施設整備事業費補助金（1）

##### （1）概要

前年度に自治会から提出された整備計画書に基づき、公会堂を①新築、②増築、③改築する自治会または自治会連合会に対して事業費の一部を補助する制度です。

原則、前年度に整備計画書の提出がないものはお受けできません。

##### （2）対象者

自治会、自治会連合会

##### （3）補助金額

補助対象事業費の3分の1以内（1,000円未満は切り捨て）

##### （4）補助対象となるもの、補助限度額など

###### ① 新築（全面建て替えを含む）

###### ① 補助限度額

**800万円**

（コミュニティ組織が300戸以上かつ330㎡以上ある場合は1,000万円）

###### ② 補助対象外経費

用地造成費、解体撤去処分費、外構工事費、設計費・測量試験費など

###### ② 増築（床面積を増やす工事）

###### ① 補助限度額

**250万円**（補助対象事業費が100万円以上の事業に限る）

###### ② 補助対象外経費

内外壁、床、建具類などの補修のみの事業（増築に伴う場合は対象）

###### ③ 改築（柱、梁、屋根、基礎などの主要構造物の全面改修）

###### ① 改築に含まれる工事

- ・ 主要構造物の全面改修工事
- ・ 汚み取り式、単独浄化槽から合併浄化槽、下水道への変更工事
- ・ 合併浄化槽から下水道への変更工事
- ・ 耐震診断後、総合評価1.0以上とするための補強工事

※ 耐震診断にかかる経費は補助対象外

※ 耐震診断の費用に対する補助制度については、35ページをご覧ください。

###### ② 補助限度額

**250万円**（補助対象事業費が100万円以上の事業に限る）

###### ③ 補助対象外経費

内外壁、床、建具類などの補修のみの事業（増築に伴う場合は対象）

## (5) 手続きの流れ（令和7年度に整備を予定している自治会）

※ 令和6年度：要望 → 令和7年度：事業実施

① 実施内容・時期の協議〔4月〕	自治会など→市
② 交付申請書の提出	自治会など→市
③ 交付決定	市→自治会など
④ 事業着手	自治会など
⑤ 事業完了報告書の提出	自治会など→市
⑥ 交付確定	市→自治会など
⑦ 補助金請求書の提出	自治会など→市
⑧ 補助金の交付	市→自治会など

**注意！** 整備を予定している自治会におかれましては、予算措置の必要がありますので、前年度の8月に市が行う整備計画調査にて計画書を提出してください。

※ 令和8年度の整備計画調査は、8月に協働まちづくり課が自治会長宛に依頼します。（令和7年度：要望 → 令和8年度：事業実施）

担当 協働まちづくり課コミュニティ推進室
電話 44-3107
メール shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

## 3-2 コミュニティ施設整備事業費補助金（2）

### (1) 概要

前年度に自治会から提出された「整備計画書」に基づき、公会堂や施設に付帯する設備を整備する自治会または自治会連合会に対して事業費の一部を補助する制度です。

原則、前年度に整備計画書の提出がないものはお受けできません。

### (2) 対象者

自治会、自治会連合会

### (3) 補助金額

補助対象事業費の3分の1以内（1,000円未満は切り捨て）

### (4) 補助対象となるもの、補助限度額など

① 誰もが使いやすい施設にするための工事 **補助限度額…100万円**  
手すりやスロープの設置、トイレの様式化・バリアフリー化 など

② 増改築を伴わない地震対策 **補助限度額…100万円**  
飛散防止フィルム貼り、ガラスそのものを割れにくい材質などに変更する など

**③ 熱中症対策 補助限度額…20万円**

エアコンの新設（エアコンの設置がない部屋への増設を含む）

**④ I C T 化の推進 補助限度額…20万円**

公会堂に常設するパソコン、Wi-Fi整備、大型モニター、複合機の新規購入 など

**(5) 補助対象とならないもの**

- ① 公会堂の外壁塗装（塗り替え）、ふすまの張り替え、網戸の設置
- ② 公会堂内の照明のLED化
- ③ エアコンの修理や買い替え
- ④ テレビ、スマートフォン、タブレット端末、机、椅子 など

**(6) 手続きの流れ（令和7年度に整備を予定している自治会）**

※令和6年度：要望 → 令和7年度：事業実施

- |                  |         |
|------------------|---------|
| ① 実施内容・時期の協議〔4月〕 | 自治会など→市 |
| ② 交付申請書の提出       | 自治会など→市 |
| ③ 交付決定           | 市→自治会など |
| ④ 事業着手           | 自治会など   |
| ⑤ 事業完了報告書の提出     | 自治会など→市 |
| ⑥ 交付確定           | 市→自治会など |
| ⑦ 補助金請求書の提出      | 自治会など→市 |
| ⑧ 補助金の交付         | 市→自治会など |

**注意！** 整備を予定している自治会におかれましては、予算措置の必要がありますので、前年度の8月に市が行う整備計画調査にて計画書を提出してください。

※ 令和8年度の整備計画調査は、8月に協働まちづくり課が自治会長宛に依頼します。（令和7年度：要望 → 令和8年度：事業実施）

担当 協働まちづくり課コミュニティ推進室
電話 44-3107
メール shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

## 3-3 防犯灯設置費補助金

### (1) 概要

住民の生活道路において、夜間の地域住民の安全確保と犯罪防止を図ることを目的として、ＬＥＤ防犯灯を設置する自治会に対し、設置費の一部を補助する制度です。

公会堂敷地内やゴミ集積所などを照らす施設照明、修繕（防犯灯設備の一部を取り替える）は**補助対象外**です。

### (2) 対象者

自治会、自治会連合会

### (3) 補助対象となるもの

- ① 防犯灯がない箇所に新たにＬＥＤ防犯灯を設置する場合
- ② 既設のＬＥＤ以外の防犯灯（蛍光灯など）をＬＥＤ防犯灯に取り替える場合
- ③ 既設のＬＥＤ防犯灯が、灯具の不具合により点灯せず、修繕不能な場合にＬＥＤ防犯灯を設置する場合

### (4) 補助金額・補助限度額

#### ① 補助金額

1灯あたりの設置にかかる費用の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）

#### ② 補助限度額

- ・電柱添架…4万円
- ・支柱（鋼管ポールなど）…5万円

### (5) 手続きの流れ

- ① 防犯灯設置費補助金交付申請書の提出
- ② 交付決定〔6月末を予定〕
- ③ 事業着手
- ④ 防犯灯設置費補助金事業実績報告書の提出
- ⑤ 交付確定
- ⑥ 補助金請求書の提出
- ⑦ 補助金の交付

5月30日(金)  
提出期限

自治会など→市
市→自治会など
自治会など
自治会など→市
市→自治会など
自治会など→市
市→自治会など

### (6) 注意事項

- ① 補助金は先着順ではなく予算の範囲内となります。  
各自治会から提出された申請書の合計額が予算額を上回る場合は、各自治会における過去の交付金額、灯数を考慮して決定させていただきますので、交付決定前の着手は行わないでください。
- ② 自治会と自治会の境目などで、客観的にどちらの自治会に属するか判断が難しい場所、小学校、中学校のいずれかの通学路に指定されている場所などは、「自治会間防犯灯設置事業」(31ページ)により、市が防犯灯の設置及び維持管理を行います。

## 自治会間防犯灯設置事業について

### (1) 概要

暗がりの解消を図ることにより犯罪を抑止し、安全で安心な生活環境をつくり出すことを目的に、自治会または自治会連合会が防犯灯を設置、維持管理することを前提としておりますが、この事業は、次の設置基準の①～④のすべてに該当する場合に限り、市が防犯灯の設置、維持管理を行っています。

#### ① 設置基準

- ① 設置場所が、不特定多数の市民が利用する公衆用道路である。
- ② 設置場所が、自治会と自治会の境目などで、客観的にどちらの自治会に属するか判断が難しい場所である。
- ③ 小学校、中学校のいずれかの通学路に指定されている場所である。
- ④ 設置する道路の幅員が、4m以上である。

#### ② 設置の条件

原則として電柱添架とする。ただし、設置場所周辺に電柱などの支柱がない場合に限り、鋼管ポールを建てて設置します。

### (2) 対象者

自治会、自治会連合会

### (3) 実施手順

- ① 事前に協働まちづくり課へ御相談ください。
- ② 担当部署が現場調査をし、設置の必要性を確認（判断）、決定する。
- ③ 地元要望書として提出してください。  
※ 私有地に鋼管ポールを建てて設置する場合は、その土地所有者の承諾書を添付してください。（農地の場合は耕作者の承諾書も添付）  
※ 設置場所が農地の場合は、その土地の所有者または耕作者の承諾書を添付する。
- ④ 市が防犯灯を設置、維持管理する。

担 当 協働まちづくり課コミュニティ推進室 電 話 44-3107 メール shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp
---

## 3-4 通学路防犯カメラ設置事業費補助金

### (1) 概要

登下校中の子どもを狙った犯罪の抑止を図るため、自治会などが通学路に設置する防犯カメラに対し、設置費の一部を補助する制度です。  
原則、前年度に整備計画書の提出がないものはお受けできません。

### (2) 補助対象者

自治会、自治会連合会、まちづくり協議会

### (3) 補助対象経費

- ・ 防犯カメラの購入及び取り付け費用
- ・ 防犯カメラを設置している旨を示す表示板の製作及び取り付け費用

### (4) 補助対象外経費

機器の保守点検、修理費用、電気料金などの維持管理費、リース代

### (5) 補助金額・補助限度額

#### ① 補助金額

1灯あたりの設置にかかる費用の3分の2以内 (1,000円未満切り捨て)

#### ② 補助限度額

1基あたり20万円

### (6) 手続きの流れ（令和7年度に整備を予定している自治会）

※ 令和6年度：要望 → 令和7年度：事業実施

#### ① 事前協議書の提出（設置台数、場所の協議）

自治会など→市

#### ② 現地協議

自治会など・市

#### ③ 内示

市→自治会など

#### ④ 交付申請書の提出

自治会など→市

#### ⑤ 交付決定

市→自治会など

#### ⑥ 事業着手

自治会など

#### ⑦ 事業完了報告書の提出

自治会など→市

#### ⑧ 交付確定

市→自治会など

#### ⑨ 請求書の提出

自治会など→市

#### ⑩ 補助金の交付

市→自治会など

**注意！** 整備を予定している自治会におかれましては、予算措置の必要がありますので、前年度の8月に市が行う整備計画調査にて計画書を提出してください。

※ 令和8年度の整備計画調査は、8月に協働まちづくり課が自治会長宛に依頼します。（令和7年度：要望 → 令和8年度：事業実施）

担当	協働まちづくり課コミュニティ推進室
電話	44-3107
メール	shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp

## 3-5 自主防災対策事業補助金

### (1) 概要

前年度に自主（連合）防災隊から提出された「自主防災資機材購入計画書」に基づき、自主（連合）防災隊が購入する防災資機材に対して、購入費の一部を補助する制度です。

### (2) 対象者

自主防災隊、自主連合防災隊

### (3) 補助金額

購入金額または補助基準価格のどちらか少ない方の3分の2以内

### (4) 手続きの流れ（令和7年度に整備を予定している自主防災隊など）

- |   |          |
|---|----------|
| ① 補助金の内示〔4月中旬〕  | 市→自主防災隊  |
| ② 交付申請書の提出〔5月中旬〕  | 自主防災隊→市  |
| ③ 交付決定〔6月中旬〕  | 市→自主防災隊  |
| ④ 防災資機材の購入と代金の支払い   | 自主防災隊→業者 |
| ⑤ 事業実績報告書、補助金請求書の提出〔10月中〕                                 | 自主防災隊→市  |
| ※ 業者発行の領収書（写）、納品書がある場合は納品書、購入した資機材の写真を添付し、危機管理課へ提出してください。 |          |
| ⑥ 補助金の交付  | 市→自主防災隊  |

担当 危機管理課災害対策係
電話 86-3701
メール bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp

## 3-6 ごみ集積所設置等補助金

### (1) 概要

ごみの収集の利便及び地域の環境美化を図るため、ごみ集積所の設置または修繕を行う自治会に対して補助金を交付します。

申請の合計額が予算額に達し次第、申請受付を終了しますので、事前に廃棄物対策課へお問い合わせください。

### (2) 対象者

自治会

### (3) 補助金額・補助限度額

#### ① 補助金額

設置または修繕に要する経費の2分の1以内（1,000円未満切り捨て）

#### ② 補助限度額

15万円

### (4) 補助対象とならないもの

- ・ ごみ集積所設置にかかる用地の整備費用
- ・ 特殊な設置器具にかかる費用

### (5) 手続きの流れ

着手前に設置位置、構造などを廃棄物対策課へ連絡の上、補助金の申請をしてください。

※ 申請に必要なもの

補助金交付申請書、設置場所の見取図・配置図、工事の見積書

担当 廃棄物対策課ごみ減量推進係
電話 84-6057
メール genryou@city.fukuroi.shizuoka.jp

**3-7 既存建築物耐震性向上事業費補助金（公会堂耐震診断）****(1) 概要**

公会堂の耐震診断の費用に対する助成です。

**(2) 対象者**

建物の所有者（自治会）

**(3) 補助対象**

昭和56年5月31日以前に建築された公会堂

**(4) 補助金額**

公会堂の耐震診断にかかる費用（見積額）と基準額（延べ面積1m<sup>2</sup>あたり3,670円）を比較して少ない額（限度額**200**万円）

**(5) 申請手続き**

建築住宅課へ相談の上、事業実施の契約前に申請をしてください。

担当	建築住宅課施設営繕係
電話	44-3120
メール	kenchiku@city.fukuroi.shizuoka.jp

**3-8 ゼロカーボンシティふくろい推進事業補助金（自治会用太陽光発電システム）****(1) 概要**

「ゼロカーボンシティふくろい」を実現するため、地球温暖化対策に資する事業を実施した方に補助金を交付します。

**(2) 対象者**

法人化している自治会（市税を滞納していないこと）

**(3) 補助対象となるもの**

自治会が公会堂などのコミュニティ施設に設置した太陽光発電システムのうち、電力会社と余剰買取契約を締結し、発電された電力を当該建物に供給するもの。既存建物への設置のみが対象です。

**(4) 補助金額・補助限度額****① 補助金額**

購入金額の2分の1以内で1キロワットあたり25,000円

**② 補助限度額**

**10**万円

**(5) 申請手続き**

設置後、環境政策課へ申請をしてください。

電子申請も可能  
です！



担当	環境政策課環境企画係
電話	44-3135
メール	kankyou@city.fukuroi.shizuoka.jp

## 3-9 子どもの遊び場遊具設置・修理助成金

### (1) 概要

自治会で設置・管理している公園の遊具の設置及び修理に対し、助成金を交付します。※本事業は共同募金の配分金を財源としています。

### (2) 補助対象者

自治会

### (3) 補助限度額

新設…10万円以内、修理…5万円以内

※ 過去に助成を受けた自治会は、助成を受けた年度の翌年度から起算し、新設の場合は10年間、修理の場合は5年間が経過するまでは、同一の助成金は受けられません。

### (4) 申請手続

補助を受けようとする自治会は、着工前に袋井市社会福祉協議会へ連絡の上、申請してください。

※ 申請に必要なもの

助成金交付申請書、計画書、位置図・配置図、見積書

担当	袋井市社会福祉協議会総務企画係
電話	42-7914
メール	csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp